

任意継続者保険料一覧

任意継続者負担率	
一般保険料率	96 / 1000
介護保険料率	17 / 1000

標準報酬		退職時報酬月額		40歳未満 65歳以上 介護保険なし	40歳～64歳 介護保険あり
等級	月額	円以上	円未満	円	円
1	58,000	～	63,000	5,568	6,554
2	68,000	63,000	～ 73,000	6,528	7,684
3	78,000	73,000	～ 83,000	7,488	8,814
4	88,000	83,000	～ 93,000	8,448	9,944
5	98,000	93,000	～ 101,000	9,408	11,074
6	104,000	101,000	～ 107,000	9,984	11,752
7	110,000	107,000	～ 114,000	10,560	12,430
8	118,000	114,000	～ 122,000	11,328	13,334
9	126,000	122,000	～ 130,000	12,096	14,238
10	134,000	130,000	～ 138,000	12,864	15,142
11	142,000	138,000	～ 146,000	13,632	16,046
12	150,000	146,000	～ 155,000	14,400	16,950
13	160,000	155,000	～ 165,000	15,360	18,080
14	170,000	165,000	～ 175,000	16,320	19,210
15	180,000	175,000	～ 185,000	17,280	20,340
16	190,000	185,000	～ 195,000	18,240	21,470
17	200,000	195,000	～ 210,000	19,200	22,600
18	220,000	210,000	～ 230,000	21,120	24,860
19	240,000	230,000	～ 250,000	23,040	27,120
20	260,000	250,000	～ 270,000	24,960	29,380
21	280,000	270,000	～ 290,000	26,880	31,640
22	300,000	290,000	～ 310,000	28,800	33,900
23	320,000	310,000	～ 330,000	30,720	36,160
24	340,000	330,000	～ 350,000	32,640	38,420
25	360,000	350,000	～	34,560	40,680

☆住所・氏名が変わった場合や被扶養者に異動があったときには、健康保険組合までご連絡ください
 ☆入院や通院で窓口での負担が高額になる場合、窓口の負担を自己限度額までにしてくれる「限度額適用認定証」の交付を受けておくと安心です。事前に健康保険組合にご相談ください

	法定給付	当健康保険組合の付加給付	
		被保険者	被扶養者
病 気 や け が を し た と き	療養の給付	・一部負担還元金	・家族療養費付加金
	療養費 保険外併用療養費 家族療養費 高額療養費	1ヶ月、1件ごとの医療費の自己負担額 (高額療養費は除く)から25,000円を 控除した額 ※但し算出額が1,000円未満 の場合は不支給、100円未満は切り捨て	1ヶ月、1件ごとの医療費の自己負担額 (高額療養費は除く)から25,000円を 控除した額 ※但し算出額が1,000円未満 の場合は不支給、100円未満は切り捨て
	訪問看護療養費 家族訪問看護療養費	・訪問看護療養費付加金 1ヶ月、1件ごとの医療費の自己負担額 (高額療養費は除く)から25,000円を 控除した額 ※但し算出額が1,000円未満 の場合は不支給、100円未満は切り捨て	・家族訪問看護療養費付加金 1ヶ月、1件ごとの医療費の自己負担額 (高額療養費は除く)から25,000円を 控除した額 ※但し算出額が1,000円未満 の場合は不支給、100円未満は切り捨て
	合算高額療養費	・合算高額療養費付加金 合算高額療養費の支給を受けるとき、自己負担額の合計額(合算高額療養費は除く) から対象の被保険者・被扶養者1名につき25,000円を控除した額 但し、算出額が1,000円未満の場合は不支給、100円未満は切り捨て	
	出産をしたとき	(家族)出産育児一時金	・出産育児一時金付加金 1児につき20,000円
死 と き が し た	埋葬料(費)	・埋葬料付加金 30,000円	・家族埋葬料付加金 30,000円

④ 病気やけがをしたときの付加給付金は自動的にいきますが、医療機関から健康保険組合に送られてくる「診療報酬明細書」をもとに計算するため、支払の時期は診療月のおおよそ3ヶ月後になります。その他の付加給付金は申請が必要となります。

主 な 年 間 ス ケ ジ ユ ー ル	実施時期	内容	案内郵送時期	実施時期	内容	案内郵送時期
	2月	「年間医療費のお知らせ」	2月末	4月～翌年3月	被保険者・被扶養者 歯科健診	5月頃
	3月	新年度 納付方法選択 (保険料率変更等のご案内)	2月末	6月	検認(扶養者確認)	6月中旬
	4月	被保険者 健康診断 (サイボー(株)本社にて)	2月末	10月～12月	被保険者・被扶養者 インフルエンザ予防接種	9月末
	4月	「健保だより」	4月上旬	11月	「保険料納付証明書」 郵送(前納者)	11月末
4月～翌年3月	被扶養者 特定健診案内	2月	12月	「保険料納付証明書」 郵送(毎月払い)	12月中旬	

※保険料の上限は、前年9月末時点の当健康保険組合の報酬月額平均額となります 2023年4月時点